

いわき市農業委員会第39回総会議事録

1 開催日時

令和3年5月21日（金） 9時00分から11時30分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（30人）

(1) 農業委員（22人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局（11人）

太清光	事務局長
阿部伸夫	参事兼次長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
府川将人	農地審査係長
草野浩平	主任主査兼農政振興係長
鈴木昌則	農地審査係 主査
福田幸士	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
吉田早苗	農政振興係 主査
金成聡司	農政振興係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任

4 欠席者（2人）

4 遠藤重和
21 和田正人

5 会議の概要

事務局
(阿部次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第39回総会に御参集を頂き、ありがとうございます。

初めに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

○第39回総会議案書

○許可申請に係る意見及び決定理由書

○現地調査位置図

○追加議案：議案第12号

【資料1】令和2年度業務報告書（案）

【資料2】令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）

【資料3】令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

【資料4】農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見（素案）について

【資料5】令和3年田畑売買価格等に関する調査について

【資料6】現況届提出のお願い

【資料7】令和4年度農業施策に関する要望事項の検討について

○農業委員会活動優良事例集

以上、12点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第39回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

朝早くから、田植え真っ最中でお忙しい中、日々の農業委員会活動お疲れでございます。

また、現地調査も2日間、お疲れでした

今年は全国的に異例に入梅が早く、今までも経験がなかったことで、自然の動きが読めない状況にあります。

そのような中ではありますが、農業委員会会長局長会議があり福島市に行って参りました。

草野会長

WEB配信の視聴か、会場に来場する対応がありましたが、福島県農業会議の場合は感染対策万全に整えていると考え、会場へ行って参りました。

大変、貴重な研修も受けてまいりました。

一般社団法人全国農業会議所の稲垣局長の話にありましたが、農業委員会法改正後のアンケート結果から、農業委員活動がこれからどのような方向に行くべきなのか、明確な話をいただいたところです。

私共も、任期も6月いっぱいまでとなりました。

最後の1ヶ月を悔いのないようやっていきたいと考えております。

次期の農業委員がどのようなになるか、微妙な過渡期でもあります。皆さんも同じ気持ちで、最後まで取り組んでいただければと思います。

個人的な話になりますが、3年ほど前に、草野久仁昭委員が挑戦して認定農業者になった話を伺いました。

私も、個人的というよりは、集落として認定農業者が必要だと考え先ごろ認定農業者に認定されました。

いわき市認定農業者協議会は、農地利用最適化推進委員の四家誠委員が会長をされており、農業委員の鈴木義直委員や、箱崎寿正委員もがんばっています。

これから、御教示いただきながら、頑張って参りたいと考えています。

また、GAPという話も以前から話がありました。

昨年度末になりますが、福島県から、FGAPの認定証を受けることができました。

以前から、安全安心なものづくりを心掛けてきましたが、その裏付けが得られたのかなと考えております。

市内でもいちごや野菜でGAP認証を受けている方もいるところですので、足並みを揃えられたかかなあと思っております。

本日の総会は、定例となります。農地法に係る許可申請の他に、先月から継続審議となっている事項等について御審議をいただきます。

皆様には、慎重且つ円滑な御審議を賜りますようお願い申し上げます。まして、あいさつといたします。

事務局
(阿部次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長とな

事務局 (阿部次長)	り進めさせていただきます。
議 長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日の通告欠席でございますが、議席番号4番、遠藤重和委員、議席番号21番、和田正人委員でございます。 現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。 只今より、いわき市農業委員会第39回総会を開会致します。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。 議席番号12番、佐川良平委員 13番、鈴木理委員 また、書記は事務局をお願い致します。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (阿部次長)	－議案書2ページにより会務報告－
議 長 (草野会長)	それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	本日、議案第12号として、いわき市農業委員会特別表彰規程の改正についての追案をお願い致します。

議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 本日、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてにおいて、議席番号15番、高木眞一委員が、議案第11号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定についてにおいて、議席番号17番、菅波一郎委員が該当しております。 高木委員、菅波委員には、議案審議の際、一時退出をお願い致します。 その他、該当するかがいれば、議案審議の際、申し出てください。 それでは、議案第1号、令和2年度業務報告の認定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の3ページを、お開き願います。 【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (吉田主査)	御手元に、資料4 令和2年度業務報告書（案）を御用意願います。 昨年度の当会の活動内容を取りまとめたものになっております。 1 ページに、当会の沿革、市の人口、面積等を記載しております。 2 ページから4 ページが、組織図、体制図となっております。 5 ページから12ページに、業務の総括を記載しております。 5 ページには、主たる会議の開催実績と、定例的現地調査の実績を、6 ページ以降は、許認可に関する業務の実績を記載しております。 9 ページには、農地パトロール強化月間の活動実績などを、11ページには、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動報告書をまとめたものを掲載しております。 14ページから32ページに、会務報告を記載しております。 会務報告は、総会等会議の議案等をまとめたものです。 24ページには、農業委員会だより編集委員会の開催実績を記載しております。 25ページからは、開催した会議の実績を記載しております。 28ページからは、会長はじめ委員の皆様、事務局が出席した会議や研修などをまとめて記載しております。 34ページから53ページに、資料編といたしまして、農地等に関する

事務局 (吉田主査)	る各種実績を取りまとめて記載しております。 業務報告書については、承認をいただきましたら、印刷製本し、次回の総会でお配りする予定となっております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局から説明がありました。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 1 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 1 号、令和 2 年度業務報告の認定については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 2 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 4 ページを、お開き願います。 【議案第 2 号を朗読し、審議事項を説明】 御手元に資料 2 をご用意願います。 この活動計画は、後程報告第 1 号でご説明いたします令和 2 年度の活動の点検・評価と併せまして、毎年度 6 月 30 日までにホームページ等での公表が義務付けられている計画であります。 それでは、主だった点について御説明致します。 まず、1 ページ、ローマ数字Ⅰ農業委員会の状況をご覧ください。 こちらは、1 農家・農地等の概要、及び 2 農業委員会の現在の体制として、令和 3 年 4 月 1 日現在の数値が記載されておりますので、御確認をお願いします。 なお、農林業センサスの数値につきましては、直近の農林業センサスは 2020 年に実施しておりますが、現時点で市町村ごとの詳細な数値がまだ公表されていないことから、今回記載した数値は前年度同様 2015 年農林業センサスの数値となっております。 また、各数値にばらつきがありますが、その統計の基準や数値の抽出方法の違いによるものとなります。 次に、2 ページ、ローマ数字Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約

事務局
(草野係長)

化をご覧ください。

1 現状及び課題においては、令和3年3月現在、集積率が26.3%であり、課題として、農地の借り手、貸し手のニーズ把握が不十分であることなどが挙げられます。

これらの課題を踏まえ、2 令和3年度の目標及び活動計画につきましては、当会の指針に基づき定めるものであり、集積面積2,789.8ヘクタール、うち新規集積面積782.4ヘクタールと設定致しました。

活動計画はご覧のとおりと致します。

次に、ローマ数字Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進をご覧ください。

1 現状及び課題については、過去3年の新規参入者数及び取得面積は表のとおりであり、課題は新規就農にあたっての技術習得や所得の確保等が挙げられることから、こちらに記載の支援策について市で計画しております。

2 令和3年度の目標及び活動計画は、参入目標数10経営体、参入目標面積7ヘクタールと設定致しました。

活動計画はご覧のとおりと致します。

3 ページ、ローマ数字Ⅳ遊休農地に関する措置をご覧ください。

1 現状及び課題については、令和3年3月現在の遊休農地面積は442ヘクタール、管内の農地面積に占める遊休農地の割合は5.6パーセントとなっておりますが、課題として今後も遊休農地の増加が危惧されることを挙げております。

2 令和3年度の目標及び活動計画ですが、当会の指針に基づき、遊休農地の解消面積を28ヘクタールと設定し、農地の利用状況調査及び利用意向調査を活動計画のとおり実施いたします。

最後になりますが、ローマ数字Ⅴ違反転用への適正な対応をご覧ください。

1 現状及び課題については、令和3年4月現在違反転用面積は2.64ヘクタールとなっておりますが、課題は記載のとおり認識しております。

2 令和3年度の活動計画ですが、ご覧のとおり、随時の指導及び農地パトロールを実施致し、違反転用の防止を図ります。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。

委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しの声有り－

議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 2 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
	－異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 2 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、審議を致しますが、議事参与の制限に、議席番号15番、高木眞一委員が該当しております。 高木委員は一時退室を願います。 （高木委員退室）
議 長 (草野会長)	それでは、議案第 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、審議を致しますが、先月に引き続き、4 月申請分と、先月からの継続審議となっている事案がございます。 初めに、4 月申請分の事案を審議し、その後、継続審議分を審議します。 まず、番号 1 番から 4 番の事案について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 5 ページを、お開き願います。 【議案第 3 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (鈴木主査)	議案説明書 2 ページをお開き願います。 現地調査位置図も併せて御確認願います。 番号 1 番から 3 番につきましては、売買による所有権の移転であります。 番号 4 番は地役権の設定の案件であります。 今月の 3 条申請面積は、田940㎡、畑747㎡、合計1,687㎡となります。 続きまして、議案説明書 5 ページをお開き願います。 許可要件につきましては、3 条許可ができない場合を示した農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書の 6 ページを

事務局 (鈴木主査)	ご覧ください。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 3 号の、番号 1 番から 4 番について、説明がありました。 ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。
13番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。 番号 1 番から 3 番の事案につきまして、現地調査を行いました、特別問題にすべき事案はございませんでした。 以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (鈴木主査)	番号 4 番につきましては、地役権の設定の案件ということで、事務局で現地を調査しましたが、特段、問題はありませんでした。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御意見が無いようですので、お諮り致します。 議案第 3 号の、番号 1 番から 4 番について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 3 号、番号 1 番から 4 番については、原案のとおり可決致します。 次に、継続審議となっている、番号 5 番から 7 番の事案について、事務局の説明を求めます。
事務局 (鈴木主査)	それでは、先月から継続審議となっている番号 5 番から 7 番までの事案について、説明致します。 番号 5 番から 7 番までの事案については、いずれも太陽光発電パネルの下での営農、いわゆる営農型太陽光発電設備を設置することを前提とした事案であります。

事務局 (鈴木主査)	第36回総会において、太陽光発電設備を設置した際の隣接農地への影響などを勘案し審議する必要があることが、農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出されるまでは審議を保留とし、農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出された際に同時に審議すると議決をされたところです。 今回、農地法第5条第1項の規定による許可申請が受理とされたことから、この後の議案第8号で審議致します。 ついては、当該事案についても、議案第8号に併せて審議いただきたいと考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局から説明がありました。 番号5番から7番については、後、議案第8号で、転用許可申請と併せて審議と致します。 それでは、高木委員の入室をお願いします。 (高木委員入室)
議 長 (草野会長)	次に、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の6ページを、お開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (福田主査)	議案説明書7ページをお開き願います。 議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について御説明致します。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 それでは、説明させていただきます。 番号1番、申請土地は小川町、登記地目は田、転用面積は396㎡です。 転用目的は資材置場です。 番号2番、申請土地は常磐、登記地目は田、転用面積は4,322㎡です。 転用目的は、農地改良工事のための一時転用です。 以上2件、面積は田4,718㎡、畑0、合計4,718㎡です。 説明は以上です。

議 長 (草野会長)	議席番号14番、蛭田秀史です。 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (福田主査)	番号2番の事案につきまして、一時転用案件のため事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御意見が無いようですので、お諮り致します。 議案第4号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の7ページを、お開き願います。 【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (福田主査)	議案説明書9ページをお開き願います。 議案第5号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて御説明致します。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 それでは、説明させていただきます。 番号1番、土地の所在は平、登記地目は畑、転用面積は1,227㎡です。 転用目的は、太陽光発電設備です。

事務局 (福田主査)	本案件は、令和２年７月22日付けで許可された、農地法第５条の許可の取消しでございます。 取消理由は、当初、権利の移転事由が賃借権の設定でしたが、この度売買による所有権の移転に変更したいとして、許可の取り消しを願い出るものです。 以上１件、面積は、田 0 ㎡、畑1,227㎡、合計1,227㎡です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第５号について説明がありました。 ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (福田主査)	番号１番について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御意見が無いようですので、お諮り致します。 議案第５号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議が無いようでありますので、議案第５号、農地法第５条の規定による許可処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第６号、農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の８ページを、お開き願います。 【議案第６号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (坂本主査)	議案説明書11ページをお開き願います。 議案第６号、農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明致します。

事務局
(坂本主査)

議案説明書12ページをお開き願います。

説明の前に資料の訂正が御座います。

議案説明書13ページの番号6番の案件について、指令年月日について、令和2年10月26日となっておりますが、正しくは令和2年9月25日となります。

訂正の上、お詫びいたします。

それでは配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧ください。

番号1番、申請地は渡辺町、登記地目は田、転用面積は1,257㎡です。

当初の転用目的は、太陽光発電設備であり、今回の変更申請の内容は、設置パネルの配置変更です。

本案件は申請時においては設置する太陽光パネルが敷地内に収まる計画でありましたが、工事を行う段階で許可を受けた計画どおりの施工では太陽光パネルの一部が敷地から越境することが判明したため、敷地内に収まるよう計画と異なる配置でパネルを設置したことから、事業計画変更申請があったものです。

申請人は、事務局からの指導に対し、速やかに事業計画変更を申請したこと、顛末書にて再発防止を確約していること、このような事例が初めてであること、また、変更後の事業計画においてパネル枚数に変更が無くレイアウトも大きな変更がないことから、これらを考慮し、越境という法令違反を回避するための対応であり、変更もやむを得ないと考えます。

当該案件については、パネルの配置変更を完了した後の事業計画変更申請であったことから、委員が調査を実施しております。

番号2番、申請地は四倉町です。

当初の転用目的は太陽光発電設備であり、変更申請の内容は設置パネルの配置変更です。

本案件は、許可後、施工前に筆の北側に法面が存在していることが発覚したことから、地形を変更せずに太陽光パネルを計画どおりに設置するため、配置の変更を申請するものです。

当該案件については、施工前の事業計画変更であること、また、事業計画変更後のパネル枚数に変更はなく、レイアウトも大きな変更がないことから、計画変更の承認について問題ないものと考えます。

番号3番及び番号4番については、所在地番及び変更内容が同一であることから、一括して御説明いたします。

申請地はいずれも遠野町、転用目的はいずれも太陽光発電設備です。

事務局
(坂本主査)

変更内容については番号3番、及び番号4番で同じ内容であり、設置パネルの種類及び配置変更です。

本案件は、当初の計画で使用する予定であった太陽光パネルが、施工時に廃番となっていたことから、他の種類のパネルに変更することとなりました。パネルの出力が変更となるため、パネルの枚数及びレイアウトの変更必要となるため、当該変更申請があったものです。

当該案件は施工前の事業計画変更であること、また、事業計画変更後の発電設備出力に変更が無く、レイアウトも妥当であることから、計画変更の承認について問題ないものと考えます。

番号5番、及び番号6番についても、申請者及び変更内容が同一であることから一括して御説明いたします。

申請地は、いずれも三和町、転用目的は河川災害復旧工事用資材仮置場に係る一時転用です。

変更内容は一時転用許可期間の変更であり、現在の事業期間である令和2年9月25日から令和3年5月24日までを、令和2年9月25日から令和3年7月24日まで延長することであります。

当該案件については、一時転用の許可期間延長が、法令上の上限である3年以内であることから、計画変更の承認について問題ないものと考えます。

番号7番、申請地は久之浜町、転用目的は、災害防止工事のための進入路に係る一時転用です。

本申請地は、当初の許可年月日は令和元年8月26日から令和2年3月25日までを期限とした農地法第5条許可を受けておりましたが、令和2年5月26日付で令和3年3月31日までの施工期間の延長を目的とする事業計画の承認を当委員会より受けております。

この度、更に事業期間の延長をしたいとの申請がありました。

変更内容は、現在の事業期間である令和元年8月26日から令和3年3月31日までを、令和元年8月26日から令和3年12月31日まで延長することであります。

なお、当該案件の詳細について説明します。

申請人は、県の認可を受け山林から砂利を採取するにあたり、当該進入路を農地法による許可を得ずに使用しておりました。

しかし、県の認可範囲を超えて砂利の採取をしていたことが発覚し、認可が取り消され、山林の現状復旧をすることとなり、その際に農地法第5条第1項の一時転用許可を受けたものですが、山林の復旧作業の工期が延長となったことから併せて当該一時転用許可の期間も延長するものです。

転用目的の変更は無く、事業計画区域については現状のまま使用し

事務局 (坂本主査)	ます。 なお、当該案件については、通常は事務局のみで現地確認を行う事業計画変更にあたる案件ですが、砂利採取法による違反是正に係る事業期間の延長のための案件であることから、委員が調査を実施しております。 また、当該案件は本来であれば転用許可期間が令和3年3月31日までですが、これは、福島県いわき農林事務所森林林業課に対する延長手続きのみを行い、当委員会への手続きを失念していたとのことです。 本市の指導に従い速やかに変更申請を提出したこと、また、県に対する延長手続きは適正に行われていることを勘案し、承認することについてはやむを得ないと考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。 ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。
15番 高木委員	議席番号15番、高木眞一です。 番号1番について、変更内容が、太陽光パネル設置後の計画変更であったため現地を調査した結果、既に計画変更後の配置で太陽光パネルが設置されていることを確認しました。 申請者は、転用許可後にパネルを設置しようとしたところ、当初に許可を受けた計画では、太陽光パネルの一部が許可を得た範囲から越境してしまうことが判明したため、当初計画と異なる配置でパネルを設置してしまったとのことです。 当該申請者は、事務局からの指導に従い、速やかに事業計画変更申請を提出したこと、併せて顛末書を提出し、再発防止を確約していること、また、このような事例が今回初めてであること、さらには変更後の計画について、パネル枚数に変更が無く、レイアウトも大きな変更がないことから、越境という法令違反を回避するための計画変更であるため、承認することもやむを得ないと考えます。 続いて番号7番について、砂利採取法の違反に係る是正行為のための案件であることから現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。

事務局 (坂本主査)	番号2番から番号6番について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御意見が無いようですので、お諮り致します。 議案第6号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議が無いようでありますので、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の9ページを、お開き願います。 【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (坂本主査)	議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について御説明差し上げます。 議案説明書14ページをお開き願います。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧ください。 説明の前に資料の訂正がございます。 議案説明書15ページの番号5番の案件について、申請土地の表示に訂正がありました。 訂正に伴い面積が変更となります。 田3,237.64㎡となっておりますが、田2,666㎡に面積を訂正ください。 続いて、議案説明書16ページの番号10番の案件について、申請土地の面積ですが、田171㎡を、田171.12㎡へ訂正願います。 以上の訂正に伴い、合計面積が変更になります。

事務局 (坂本主査)	田11,739.99㎡ から11,168.47㎡へ、畑は変更なし、合計面積が18,304.64㎡から17,733.12㎡へ変更となります。 以上、訂正をお願い致します。 それでは説明いたします。 なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的の順で読み上げます。 議案説明書15ページをお開きください。 1 番、平、畑420㎡、自己住宅敷地です。 2 番、平、畑498㎡、分家住宅で自己用住宅の敷地です。 3 番、小名浜、田3,444㎡、資材置場です。 面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。 4 番、泉町、畑1,971㎡、駐車場です。 5 番、勿来町、田2,666㎡、コンビニ、コンテナ置き場、駐車場です。 6 番、川部町、田892㎡、駐車場敷地です。 7 番、常磐、畑1,012㎡、太陽光発電設備です。 8 番、常磐、田279㎡、資材置場です。 9 番、遠野町、畑1,735.13㎡、山砂採取・造成森林敷地です。 10番、三和町、田及び畑、713.57㎡、一般住宅敷地及び通路です。 11番、田人町、田1,364㎡、資材置場、駐車場です。 12番、久之浜町、田1,516㎡、太陽光発電設備です。 なお、当該案件については、令和3年3月17日に開催された第36回総会において、計画の変更を確認したうえで許可を発出することが議決されておりますが、許可前に取下げの申請があり、このたび新たな事業計画での転用申請がなされたものであります。 13番、川前町、田332.35㎡、小規模林地開発に要する通路の一時転用です。 14番、久之浜町、畑386.07㎡、通路の一時転用です。 15番、大久町、田504㎡、常磐道4車線化事業の工事用道路構築、及び作業ヤードの一時転用です。 以上15件、面積は田11,168.47㎡、畑6,564.65㎡、合計17,733.12㎡となります。 申請内容を審査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。 説明は以上です。
16番 木幡委員	議席番号16番、木幡仁一です。 番号1番から番号12番の事案について現地を調査した結果、特段、

16番 木幡委員	問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (坂本主査)	番号13番から番号15番について、一時転用案件であることから事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御意見が無いようですので、お諮り致します。 議案第7号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議が無いようでありますので、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第8号、農地法第3条及び第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の10ページを、お開き願います。 【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (坂本主査)	議案説明書18ページをお開き願います。 それでは議案第8号、農地法第3条、及び第5条の規定による許可申請についてについて説明いたします。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧ください。 3条許可申請の区分地上権3件、5条許可申請の営農型太陽光発電設備3件、及び3条許可申請の使用貸借権3件について関連しておりますので、一括して御説明いたします。 まず農地法第3条許可申請の内容についてです。 議案説明書19ページをお開きください。

事務局
(坂本主査)

営農型太陽光発電設備の構造上、申請地の空中部分に太陽光パネルを設置することになります。

農地の空中部分を使用するためには耕作のための農地法第3条許可とは別に区分地上権を設定する必要があることから、農地法第3条許可申請があったものです。

申請土地は、いずれも渡辺町、地目は田、面積は合計1,436㎡です。
議案説明書21ページをお開きください。

農地法第3条許可についての説明となりますが、こちらは耕作に係る使用貸借権の設定であります。

申請地を耕作するための権利移動については、これまで農地法第3条第1項の規定による許可申請についてにおいて議論され、第36回総会において、太陽光発電設備を設置した際の隣接農地への影響を勘案して審議する必要があることから、農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出されるまで、審議を保留とし、農地法第5条第1項に規定する許可申請が提出された際に同時に審議するとされております。

申請土地はいずれも渡辺町、面積については、登記面積から、この後説明する5条の転用面積を除いた面積でございます。

権利の移動事由は使用貸借権の設定です。
議案説明書20ページをお開きください。

次に農地法第5条許可申請の内容について御説明致します。

申請土地はいずれも渡辺町、地目は田、面積は合計0.638㎡です。

転用目的は営農型太陽光発電設備で、転用面積は太陽光パネルを支える支柱面積と引込柱面積の合計です。

営農型太陽光発電設備への転用は一時転用であり、設備の下部の農地の営農者が認定農業者であるため、制度上の許可期間の上限である10年での申請です。

申請内容を審査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。

なお、隣接農地所有者の当該転用に係る同意状況ですが、同意していない者がいる状態であります。

しかしながら、隣接農地の同意を得られないことを以って申請を不許可とする基準はないことから、当該案件についてはいずれも許可相当と考えます。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第8号について説明がありました。
ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。

13番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。 農地法第3条許可申請の区分地上件に関する事案、番号1番から番号3番、農地法第5条許可申請の営農型太陽光発電設備に関する農地転用の事案、番号1番から3番、及び農地法第3条許可申請の営農に関する事案、5番から7番について現地を調査した結果、申請箇所3箇所は一団の農地内で隣接しておらず、離れた位置に存在していることを確認しました。 営農型発電設備は農地の上部に太陽光発電設備が設置されているだけであり、農業は引き続き行われることから、農地部分に関しては通常の太陽光発電設備のような分断が発生するわけではありません。 また、隣接農地所有者の同意を得られていない状況であるとのことですが、隣接農地所有者の同意は許可の必須事項ではないため、これを以って不許可とはできないことから、当該案件については転用を許可することとし、引き続き話し合いを行うことが望ましいと思います。 許可後の営農にあたっては、除草剤や農薬の使用について、周辺の田の耕作に影響が出るような方法で使用しないよう、申請者への指導が必要と考えます。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御意見が無いようですので、お諮り致します。 議案第8号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第8号、農地法第3条及び第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第9号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の11ページを、お開き願います。 【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】

事務局 (府川係長)	詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (鈴木主査)	説明に入る前に、資料の訂正がございます。 現地調査位置図60ページをお開き願います。 公簿地目について、採草地となっておりますが、正しくは、牧場となりますので、訂正をお願い致します。 それでは説明を致します。 議案説明書22ページをお開き願います。 現地調査位置図も併せてご覧ください。 番号1番、申請土地の所在は、田人町外121筆、公簿地目は牧場、現況地目は山林、面積は合計で797,188㎡です。 非農地化した経過については、1980年頃に牧場経営を中断したため、草地が荒廃、山林化し現在に至っております。 番号2番、申請土地の所在は、田人町外1筆、公簿地目は畑、現況地目は山林、面積は合計10,834㎡です。 非農地化した経過については、2000年頃に畑作を中断したため、畑が荒廃、山林化し、現在に至っております。 番号3番、申請土地の所在は、田人町、公簿地目は畑、現況地目は山林、面積は7,048㎡です。 非農地化した経過については、2000年頃に畑作を中断したため、畑が荒廃、山林化し、現在に至っております。 番号4番、申請土地の所在は、山田町、公簿地目は田、現況地目は山林、面積は1,606㎡です。 非農地化した経過については、平成元年頃に周辺の山林が繁茂し、日照、通風等により耕作を放棄したため、その後、当該申請地が山林化し、現在に至っております。 番号5番、申請土地の所在は、久之浜町外2筆、公簿地目はいずれも畑、現況地目は原野、及び山林、面積は原野が1,689㎡、山林が826㎡です。 非農地化した経過については、昭和62年頃に周辺の山林が繁茂し、日照、通風及び水路の分断等により耕作を放棄し、その後、平成15年頃から当該申請地が山林化し、現在に至っております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第9号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

14番 蛭田委員	議席番号14番、蛭田秀史です。 番号1番から5番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御意見が無いようですので、お諮り致します。 議案第9号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議が無いようでありますので、議案第9号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第10号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の12ページを、お開き願います。 【議案第10号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書の25ページをお開き願います。 いわき市農用地利用集積計画について説明させていただきます。 次のページをお開き願います。 農地利用集積計画第3号から6号の内容について説明致します。 第3号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理機構の特例事業により、買取、一時保有する事案でございます。 実施地区は平、買い手1名、売り手1名。 対象筆数は田4筆、面積は田8,638㎡となっております。 第4号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転賃する事案でございます。 実施地区は勿来、小川、借り手3名、貸し手3名。 対象筆数は田8筆、面積は田13,120㎡となっております。

事務局 (西山主任)	第5号は、新たに利用権（賃貸借）を設定する事案でございます。実施地区は平、三和、借り手2名、貸し手2名。 対象筆数は田9筆、面積は田25,742㎡となっております。 第6号は、新たに利用権（使用貸借）を設定する事案でございます。 実施地区は四倉、借り手1名、貸し手1名。 対象筆数は畑1筆、面積は畑1,003㎡となっております。 なお、議案説明書38ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。 以上、第3号から6号の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第10号について説明がありました。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御意見が無いようですので、お諮り致します。 議案第10号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議が無いようですので、議案第10号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第11号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、審議致しますが、議事参与の制限に、議席番号17番、菅波一郎委員が該当しております。 菅波委員は、一時退室を願います。 （菅波委員退室）
議 長 (草野会長)	それでは、議案第11号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の13ページを、お開き願います。 【議案第11号を朗読し、審議事項を説明】

事務局 (小川係長)	詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について説明致します。 議案説明書の40ページをお開き願います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成した農用地利用配分計画（案）について意見が求められたためお諮りするものです。 借り手の住所は平、貸し手の住所は福島市中町8番2号、公益財団法人福島県農業振興公社理事長佐藤清丸、土地の所在は平、現況地目は田、面積は994㎡、外1件、詳細については、記載のとおりです。 なお、農用地利用配分計画（案）は、既存の中間管理事業の借り手の変更に伴い、作成されたものです。 また、借り手は農地中間管理機構へ借受者として登録された者の中から選定されております。 農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項、及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規定第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第10号について説明がありました。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御意見が無いようですので、お諮り致します。 議案第10号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第11号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。 それでは、菅波委員、入室願います。

	(菅波委員入室)
議 長 (草野会長)	ここで、冒頭の事務局からの説明のとおり、議案第12号、いわき市農業委員会特別表彰規程の改正について追案が求められております。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	追加議案書の1ページを、お開き願います。 【議案第12号を朗読し、審議事項を説明】 それでは説明致します。 本議案につきましては、任期の最後に農業委員会活動に精勤された方を表彰する規程でございます。 現在の規定では、農業委員のみの表彰を定めているものとなっております。 今期の第16期から、農地利用最適化推進委員を設置しており、農業委員と同じく活動しております。 このことから、農業委員と同様に、農地利用最適化推進委員にも表彰を行うため、規程の改正を行うものであります。 改正の内容については、資料の4ページをお開き願います。 特別表彰規程の改正前と改正後の内容を記載しております。 改正については、第1条と第2条を改正しております。 第1条の、この規程は農業委員としてとある部分を、改正後は、農業委員または農地利用最適化推進委員としてと、改めております。 第2条、表彰は、会長がこれを調査し委員の任期最後の全員協議会時に表彰するとされているものを、会長がこれを調査し、会議においてこれを表彰すると改めさせていただいております。 補足として、資料3ページとなりますが、特別表彰の基準となる、農業委員会活動に精勤とは、任期中農業委員においては、総会に全て出席すること、また、農地利用最適化推進委員については、月次の報告、活動記録簿を毎月提出し、地区審議会に全て出席することとするとしております。 農地利用最適化推進委員の方には、農業委員とは違って、毎月の総会がございませんので、このような規程とさせていただいております。 補足の2として会議とは、農業委員会総会、全員協議会、農業委員全体会議、農地利用最適化推進委員全体会議をいうとさせていただきました。 説明は以上です。

議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第12号について説明がありました。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御意見が無いようですので、お諮り致します。 議案第11号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第12号、いわき市農業委員会特別表彰規程の改正については、原案のとおり可決致します。 ここで、次の報告案件に入る前に、休憩と致します。 只今、10時35分ですので、45分までの10分間休憩と致します。 (10分間休憩)
議 長 (草野会長)	それでは、議事を再開致します。 報告第1号から報告第6号まで、一括して事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書14ページをお開き願います。 【報告第1号を朗読、報告事項を説明】 お手元に資料3をご用意願います。 1ページ、ローマ数字Ⅰ農業委員会の状況令和3年3月31日現在ですが、先程の活動計画における数値のとおりですので、説明を省略致します。 2ページ、ローマ数字Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化ですが、2令和元年度の目標及び実績をご覧くださいますと、集積目標2,770.8ヘクタールに対し、集積実績が2,007.4ヘクタールであり、集積達成状況は72.4パーセントでありました。 その他、ご覧のとおりであります。 3ページ、ローマ数字Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、2令和2年度の目標及び実績をご覧くださいますと、参入経営体の達成状況は157.1パーセント、参入面積達成状況は171.4パーセントと目標を達成しております。 その他、ご覧のとおりであります。 4ページ、ローマ数字Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価です

事務局
(草野係長)

が、2令和2年度の目標及び実績をご覧くださいと、解消達成状況は576.4パーセントとありますが、これは、昨年度、牧場の非農地化したによるものが主な原因であります。

その他、ご覧のとおりであります。

5 ページ、ローマ数字V違反転用への適正な対応ですが、2令和2年度実績はご覧のとおりであり、3 活動計画・実績及び評価にあるとおり、随時の指導及び農地パトロールの実施をしたところであります。

6 ページ、及び7 ページのローマ数字VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、8 ページのローマ数字VII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、VIII事務の実施状況の公表等についてはご覧のとおりであります。

報告第1号については以上であります。

報告第2号からは、府川係長が説明致します。

事務局
(府川係長)

議案書15ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書41ページをお開き願います。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。

4月は19件の届出がありました。

合計面積は、田56,847㎡、畑41,909.23㎡、合計98,756.23㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書16ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書46ページをお開き願います。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。

4月は1件の届出がありました。

合計面積は、田1,591㎡、畑0㎡、合計1,591㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書17ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書48ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。

4月は14件の届出がありました。

合計面積は、田2,749㎡、畑4,315㎡、合計7,064㎡でございます。

事務局
(府川係長)

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
続きまして、議案書18ページをお開き願います。
【報告第5号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書52ページをお開き願います。
農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。
4月は4件の通知がありました。
合計面積は、田8,709㎡、畑0㎡、合計8,709㎡でございます。
以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。
説明は以上です。
次の報告第6号は草野係長より報告致します。

事務局
(草野係長)

議案書19ページをお開き願います。
【報告第6号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書55ページをお開き願います。
引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。
4月は3件、相続税の納税猶予についての案件でありました。
合計面積は、田1,382㎡、畑7,444㎡、合計8,826㎡になります。
審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議事の報告と致しましては、以上になります。

議 長
(草野会長)

以上、報告事項ですので、御承知置き願います。
それでは、次に、協議事項に移ります。
農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見（素案）について、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長)

農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見（素案）について御説明申し上げます。
お手元にお配りしている資料4を御準備願います。
まず、この素案とりまとめに関して、これまでの経過について再度御説明申し上げます。
1月に農業委員、及び農地利用最適化推進委員の皆様それぞれに意見の提出依頼をしております。
2月に意見を提出いただき、その内容を打ち込んだものを3月の総会時にお示し致しました。
先月、4月の総会におきまして、出された意見について、市に提出するものと、農業委員会として検討していく内容に仕分けをさせ

事務局
(小川係長)

ていただいております。

その仕分けを元に、市に提出する素案として、お手元の形に取りまとめたということでございます。

事前に農業委員の皆様に見ていただきたい資料として、先日、郵送させていただきました、その資料と、本日配付しております資料4については、変更はございません。

それでは、中身についてですが、表紙がありまして、1ページ、左側に意見提出にあたっての会長挨拶文のイメージを掲載しております。

中身については、今後修正されるものと考えております。

右側の1ページに移りまして、1つ目の柱として、担い手への農地の集積・集約化に関する事項ということでございます。

(1)の農地中間管理事業の活用促進から、(6)人・農地プラン作成の推進強化ということで、1番の柱につきましては、6項目ほどまとめさせていただいております。

次の2ページ目、3ページ目の見開きの部分でございしますが、2つ目の柱の遊休農地の発生防止・解消に関する事項でございします。

(1)から(11)まで、11項目ほど掲載をさせていただいております。

但し、(1)から(4)、(6)に関しては、1つ目の柱の集積のところにも掲載している内容ということで、再掲という風に表記をさせていただいております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、4ページ目につきましては、3つ目の柱であります新規参入の促進に関する事項ということで6項目ほどまとめさせていただいております。

(5)については再掲として、地域に合った作物の導入ということでございます。

最後、5ページでございしますが、大きな3つの柱以外に、本市農業のさらなる振興に向けて対応が必要であるという事項でございします。

(1)から(6)ということで、6項目ほど挙げさせていただいております。

今回の意見につきましては、ご覧のような形で、大きな柱の3本、さらにそれ以外で必要であるとする意見を加え、4つの項目とそれぞれの小項目でまとめさせていただいたということでございます。

次回の6月22日の総会におきましては、議案ということで、上程させていただきます。

その際は、素案という形ではなく、成案、最終案という形で御承認いただきたいと考えております。

なお、市長への意見の提出する日程ですが、6月28日月曜日11時

事務局 (小川係長)	を予定しております。 口頭で申し上げますが、その日程で、草野会長、蛭田会長職務代理者の役員お二人に出席いただき提出することを予定しております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より説明がありました。 これについて、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。
13番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。 1つは、意見の提出が6月28日ということですが、私は非常に残念な日付だと感じております。 というのは、6月議会があると思いますが、議会前にこれを提出して、そして、議長、副議長に御理解をいただいて、要望するのですよね。 議長のところには、行かないのですか。
事務局 (阿部次長)	まず、1点目ですが、従前の建議の際は、公職選挙法に基づいて農業委員を選ぶという職であった時には、法律上農業委員から提出されるものは建議とされておりました。 議会の同意を得て長からの任命という枠組みに変わってからはですね、必要があれば意見を提出することができるとされ、建議とは法律上の位置づけが異なっております。 であれば、長に対して意見を提出するもので、議会への説明は予定していないところでございます。
13番 鈴木委員	その点は、私も承知をしております。 只、今までも議長、副議長には、提出をするということはございません。 しかし、議員の方々にも我々の思いを御理解いただくということから、議長、副議長に要望を行ってきております。 議員の会派によっては、我々から挙がっていく意見書を待っている議員も今まではおりました。 そして、これを土台にしながら、議会で質問してくれる。 さらに、農政や農業委員会を応援すると何人かの議員は待っていたわけです。 6月の議会が終わってから提出する。 次は、9月議会ですよね。 私は、このタイミングは非常にもったいないなという気がします。

13番
鈴木委員

そして、この中に入っていないことのひとつに、東電の原発事故によるトリチウムを含む汚染水を海に放出する、という案件、これは風評被害を招くということに関しては、我々のみならず、県内の第一次産業を営む人達は大変な心配をしているわけです。

浜通りの拠点なるいわきが、意見の提出をするという時に、この項目が入っていないというのは、如何なものか。

私は、これは入れるべきだ、これを検討していなければならぬと思っています。

それから、会長に是非お願いをしたいのですが、この意見の提出の時に、私が申し上げた、議長、副議長に提出をするこれをやっていただきたいと思います。

市議会には、議会だより、いわゆる「ほうれんそう」というのがございます。

また、議会の各会派が出す広報誌もございます。

いわゆる、3月議会が終わると、当初予算が決定されます。

その決定された予算額を、「ほうれんそう」や、各会派は広報誌に載せております。

それら広報誌の中身を見ると、農林水産業は入っている会派は二つくらいしかありません。

最大会派も含めて、我々の農林水産業は、その他の分類に入っているのです。

これは、私は、その他の職業に議員の方々がこういう感覚で見ているというわけではないと思いますが、広報誌の中ではそのように受け取れます。

私も、この間、各会派を歩いてまいりました。

全員の会派の方にはお会いできませんで、ある一部の方しかお会いしませんでした。副議長と議会事務局にも行って、この話をしました。

是非、これら広報誌の中に農林水産業の項目を入れていただく、これを御理解いただけるように、意見の提出の際には、議長、副議長をはじめ、各会派の方々にもお話をいただきたい。

これは、強い要望であります。

以上です。

議 長
(草野会長)

日程について、この予定で進行中であります。

只今の鈴木委員の御意見、御要望については、対応も含めて、事務局と協議をして参りたいと思います。

これについて、事務局から発言はございますか。

事務局
(太局長)

日程でございますが、誠に申し訳ございません。

6月議会の関係もあり、市長の日程、及び当農業委員会の議決の間ということで、6月28日で確保したところであります。

議長への要望でありますが、従前のように、建議の中に要望も含めてという立て付けではなくて、表題にありますとおり、意見の述べることができる、これを市長に対してという定めになっていることから、議長に対して、意見書を提出するというのは、法的に表立って設定するというのは難しいという認識です。

しかし、役員と相談し、議長等へは、市長への意見を提出したという内容で面談などを求めることが可能か、お諮りし進めて参りたいと考えます。

それから、処理水の件についてですが、こちらは、かねてから意見を募集しており、そういった御意見が無かったのもございますが、農地利用等最適化の推進に係る意見ということでございますので、処理水の記述について、どのように意見書に盛り込むかについて、役員と協議させていただきたいと思えます。

各会派につきましても、農林水産業の記述が少ないのは残念であります、会派の広報誌に対する申し入れということになるかと思えます。

こちらについては、適切な機会をとらえて、働きかけ等を、役員と連携して進めて参りたいと考えております。

議 長
(草野会長)

事務局の考えを述べていただきました。

私としては、常々、市部局だけではなくて、いわき市議会、まして、トップの議長、副議長については、なるだけ我々の実態を知って欲しいということで、4月の挨拶の時にもお話をさせていただきました。

その時にも、大峯議長については、地元の豊間地区で一部担い手として農業を行っているということで、農業にも興味を持っていたという実感がございます。

佐藤副議長も、以前から鈴木委員にも伺っておりましたが、農政分野に深い理解をいただいている。

意見書の提出という機会は、中々ありませんので、意見の提出とは体質は違うかもしれませんが、やはり、間口も広く活用しながら、農業委員会活動のアピールも行っていかなければならない。

農業の現状の苦しい状況も分かってもらうのも、非常に重要なことなのだろうと思えますので、役員と事務局と協議しながら、間に合う範囲で進めていきたいと思えます。

その他、ございますか。

22番 木田委員	議席番号22番、木田テイ子です。 この意見書の11番に、農業体験で市民農園というのがございます。 今、現在、コロナの影響で、家庭菜園に取り組んでいる方が、自宅で直売所やっていると、そういうお客さんが多く見受けられます。 いわきブランド農産物の生産、販売拡大というのもありますけど、こちらは、大規模な施設などをつかってやっているのが現状です。 そういった中で、遊休農地の活用ということも、大変いいことなんですけど、それでは、面積が小さすぎます。 大きな面積を分譲できて、農家の方だけではなくて、家庭菜園をやりたいという方、サラリーマンの奥様達が、農業体験ができる市民農園としてできる方法を、各村内に設けていったらよいのではないかと思います。 そして、私たち農業者が手を添えて上げられれば、子供たちを連れて、農業への一歩を進められるのではないかと思います。
議 長 (草野会長)	木田委員の御意見のとおり、手法は様々あるかと思います。 今後、様々な需要に応じた対応を検討しなければならいと思います。 行政側も、事例があれば、アンテナを高くして、手法を検討し、解消を図っていただければと思います。 また、事例や手法については、各委員からも様々な御意見を出していただいて、市の担当者にも伝えていただければと思います。 意見書については、細かく具体的な手法ということでは書けないと思いますので、貴重な御意見ということで受け取って参りたいと考えます。 その他、委員の皆様から御意見はございますか。 なければ、只今の意見を踏まえ、前へ進めたいと思います。 それでは、その他に移ります。
事務局 (鈴木主査) 事務局 (吉田主査) 事務局 (草野係長)	【資料5】令和3年田畑売買価格等に関する調査について ➡説明した。 【資料6】現況届提出のお願い ➡説明した。 【資料7】令和4年度農業施策に関する要望事項の検討について ➡説明した。 ○農業委員会活動優良事例集 ➡配付した。

議 長 (草野会長)	その他、委員の皆様から御意見はございますか。 特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第38回総会を閉会致します。
---------------	---